

成長産業特別集積税制（特区税制の後継制度）について

《条例改正案》

1. 大阪府国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例の一部改正

大阪・関西が強みを有する医薬品・医療機器などのライフサイエンス分野、蓄電池等を中心とした環境・新エネルギー分野において世界有数の拠点をめざす。このため「国際戦略総合特区」や「国家戦略特区」による大胆な規制緩和や、地方税ゼロなどの税制優遇などのインセンティブを活かし、企業集積や研究開発の促進、新たなビジネスの創出など、イノベーション（技術革新）を生み出す環境整備を図る。（【大阪の成長戦略】3.-（1）先端技術産業のさらなる強化）

【特区税制】（全国初、最大で地方税ゼロ）

- 〔対象税目：不動産取得税、法人二税〕
- ・対象区域：国が指定した区域の中で、府が規則で定める区域
 - ・対象事業：特区事業【新エネルギー・ライフサイエンス・支援する事業（国際貨物（船舶・航空）、MICE）】
 - ・認定期間：平成28年3月31日まで
 - ・実績：投資見込額 約328億円（平成24年12月～平成27年12月に認定した事業計画に伴うもの）

【改正理由】

特区税制の事業認定期間が、平成27年度末で期限切れ。引き続き成長産業の集積を進めるため、期間の延長が必要。

総合特区法の範囲を超える新たな課題に対応するため、これまでの制度を引き継ぎ新たな制度を創設することが必要。

- ▶ 府内で新たに成長産業の集積を図るべき区域が、総合特区に指定されていない場合に、府優遇税制の適用を可能にする
- ▶ 総合特区法の対象外となっている水素関連や健康関連等の事業は、成長が期待され、大阪の成長に不可欠な事業であるため、府優遇税制の適用を可能にする

（具体例）

・健都は、総合特区に指定されておらず、平成30年度末の整備を目的に、健康・医療関連の企業集積をめざしている。

【主な改正点】

①期間延長	・「大阪の成長戦略」にある「3-（1）先端技術産業のさらなる強化」をめざした制度であるため、事業計画認定期間を「大阪の成長戦略」の目標年次に合わせて、5年間延長する。
②区域追加	・現行特区税制対象区域に加えて、府が定めた要件に合致する区域を新たに追加できるようにする。
③事業追加	・新エネルギー分野の中に、今後活用が拡大していく「水素関連」の事業を明記。 ・ライフサイエンス分野の中に、超高齢社会の進展に伴い市場が拡大している「健康関連」の事業を明記。

成長産業特別集積税制

●対象区域：成長産業特別集積区域

（区域の指定は、市町村との連携を図るため、市町村からの申請制とする。）

【現行特区税制対象区域】

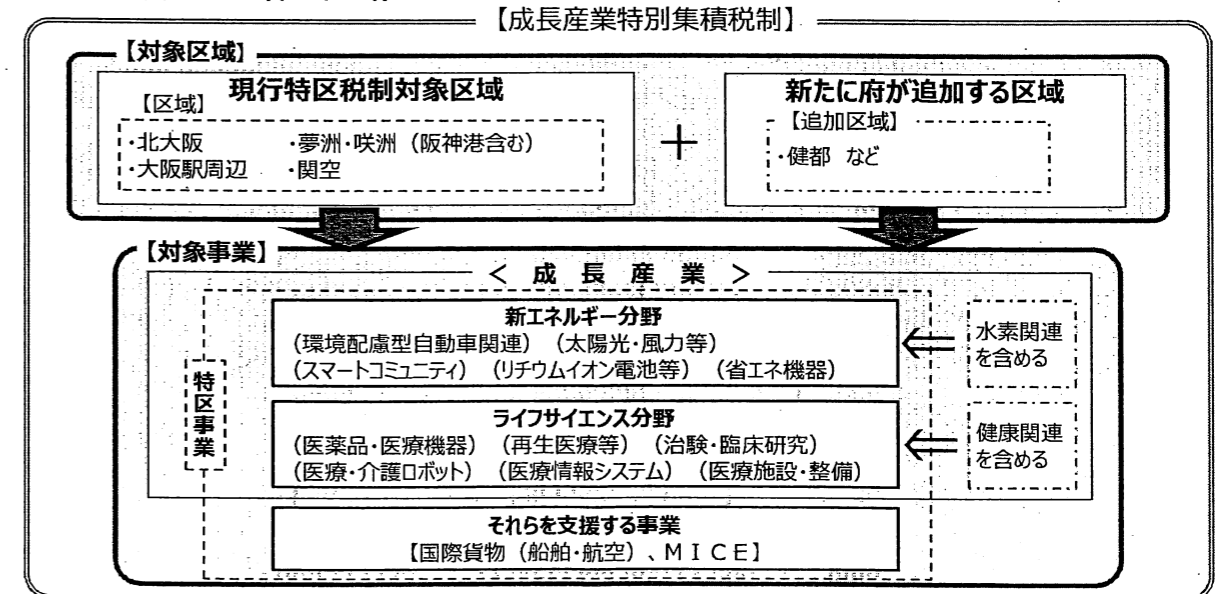
引き続き対象区域とする。

※関西イノベーション国際戦略総合特区も、現計画が平成28年度に期限を迎えるため、次期計画の策定を行うことになる。その際には、成果の検証を行い、成長産業特別集積税制の区域などを精査する。

【新たに大阪府が指定する区域】

条例で定める下記の4要件をもって区域を指定

- ① 大阪府が成長産業（新エネルギー・ライフサイエンス分野）の集積を図る区域であること
⇒成長戦略等の大阪府の方針に位置付けられていること
- ② 当該区域に集積の中核となる研究開発等を行う施設があること
- ③ 地元市町村が成長産業の集積を図るために、府と同程度の優遇制度を講じるなど、取組を促進している区域
- ④ 概ね1ha以上の一体の区域



【効果】

「大阪の成長戦略」に位置づけられている新エネルギー、ライフサイエンス分野の産業集積を更に強力に推進

- 投資額：約257億円（事業実施期間：H28～32年に認定した事業計画に伴う土地建物や設備に投資した金額）
- 減税見込み額：約6.6億円
- 新たな雇用見込み人数：約270人

改正（案）